

議案第 12 号

議決第 号

公益的法人等への始良市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例の件

公益的法人等への始良市職員の派遣等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月16日提出
始良市長 湯元 敏浩

公益的法人等への始良市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

公益的法人等への始良市職員の派遣等に関する条例（平成22年始良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 地方公共団体情報システム機構

第4条中「住居手当」の次に「、地域手当」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。